

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ac03/kurashi-kankyo/mynumber/renkeitodokede.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ac03/kurashi-kankyo/mynumber/renkeitodokede.html</a>

執行機関名 鹿児島県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 第1の項第2号</li> <li>就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</li> </ul>
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、高等学校等における教育に係る授業料以外の経済的負担を軽減し、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対し予算の範囲内において鹿児島県私立高等学校等奨学給付金(以下「奨学給付金」という。)を支給するものとし、その支給については、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱